公　聴　会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十五年一月十七日

北海道経済産業局長　増山　壽一

一　件名

1　室蘭ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

2　帯広ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日

1　前号の1の事案　平成二十五年二月十四日午後二時から

2　前号の2の事案　平成二十五年二月二十一日　午後二時から

三　場所

1　第一号の1の事案　室蘭市市民会館二階小会議室2（室蘭市輪西町二丁目五番一号）

2　第一号の2の事案　帯広商工会議所六階大会議室（帯広市西三条南九丁目一番地）

四　事案の要旨

1　第一号の1の事案　室蘭ガス株式会社の四六メガジュール地区について、一般ガス供給約款の変更（平成二十二年九月十七日付でガス事業法に基づき認可を受けた一般ガス供給約款料金を平均六・八％引き上げる）。また、室蘭ガス株式会社の百・四六五二メガジュール地区について、一般ガス供給約款の変更（平成十六年九月十六日付でガス事業法に基づき認可を受けた一般ガス供給約款料金を平均七・一九％引き上げる）。

2　第一号の2の事案　帯広ガス株式会社の四五メガジュール地区について、一般ガス供給約款の変更（平成二十四年三月十六日付でガス事業法に基づき認可を受けた一般ガス供給約款料金を平均八・九八％引き上げる）。

3　詳細は、北海道経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課電気・ガス事業室（札幌市北区北八条西二丁目一番一号　札幌第一合同庁舎）及び第一号の1の事案については室蘭ガス株式会社（室蘭市日の出町二丁目四十四番一号）、第一号の2の事案については帯広ガス株式会社（帯広市西九条南八丁目五番地）において閲覧に供する。

五　その他

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び意見の概要を記載した北海道経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「○○ガス株式会社関係公聴会陳述希望」と記載して、第一号の1の事案については、平成二十五年一月三十日まで、第一号の2の事案については、平成二十五年二月四日までに、北海道経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課電気・ガス事業室（郵便番号〇六〇―〇八〇八　札幌市北区北八条西二丁目一番一号　札幌第一合同庁舎）に到達するよう提出すること。なお、意見陳述の届出が多数の場合は、北海道経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

2　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「○○ガス株式会社関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により第一号の1の事案については、平成二十五年一月三十日まで、第一号の2の事案については、平成二十五年二月四日までに、北海道経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課電気・ガス事業室（郵便番号〇六〇―〇八〇八　札幌市北区北八条西二丁目一番一号　札幌第一合同庁舎）に到達するよう申し込むこと。なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

北海道経済産業局長　殿

届出者　氏名（ふりがな）

（郵便番号）

住　所

（電話番号）

職　業

○○ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４縦（横書き）とすること。

2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

資　料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

1月15日（火）

○1般案件

1、教育再生実行会議の開催について（決定）（内閣官房）

公　告

諸　事　項

有権者申出方

元当局所属公証人山森茂生の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から6か月以内に当局に申し出てください。

平成25年1月17日　広島法務局

製造たばこ小売定価公告

たばこ事業法第33条第1項の規定により製造たばこの小売定価を平成24年12月27日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

平成25年1月17日　財務大臣　麻生　太郎

製造たばこの品目			製造国（地）	小売定価
製造たばこの区分	名称	製品の区分		
かぎたばこ	バブルガム	5.0ｇ　缶	イギリス	600円
かぎたばこ	チョコレート	5.0ｇ　缶	イギリス	600円
かぎたばこ	アニシード&ユーカリ	5.0ｇ　缶	イギリス	600円